

令和5年9月4日

関係事業主 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
山梨県支部

## 「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」の開催について

日頃より当支部の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、労働安全衛生法第60条の2においては、「事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就労している者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生の教育を行うよう努めなければならない。」こととなっており、厚生労働省においては、平成元年5月22付「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」を公表し、労働安全衛生法施行令第20条第11号のフォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育のカリキュラムが示されました。この中では、当該業務に関する技術革新の進展等に応じて、事業者は一定期間（当面は5年）ごとに定期的に教育を実施することとされているところです。

当支部では、山梨労働局並びに陸運労災防止協会のご指導とご援助のもと、前記に基づく標記教育を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

### ～講習会の主な内容～

#### 1. 日時 令和5年10月3日（火）

受付 8:30～

講習時間 9:00～16:00

#### 2. 場所 会場 山梨県自動車総合会館4F（山梨県トラック協会）

山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7

駐車場 フォークリフト実技場

山梨県笛吹市石和町唐柏671-2

※お車は上記【駐車場】に駐車してください。他団体の敷地内には駐車しないでください。また、駐車場所に限りがあるので、乗り合わせでの対応をお願いいたします。

#### 3. 受講対象者

平成30年以前にフォークリフト運転技能講習を修了した者で現にフォークリフト運転業務に従事している者

#### 4. 講習内容

- ① 最近のフォークリフトの特徴
- ② フォークリフトの取扱と保守
- ③ 災害事例及び関係法令

※筆記用具をご持参下さい。（実技はありません。）

※修了証の取得には、全過程受講が必須条件となります。遅刻、途中退席した場合も全過程受講とは認められない場合がございますので、ご注意下さい。この場合、講習料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。

## 5. 講習料

1人 8,305円（消費税・テキスト代込）

## 6. 申込先（振込先）

申込先	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7 TEL 055-262-5562 FAX 055-263-2036
振込先	指定金融機関 山梨中央銀行 石和支店 口座番号 普通預金 28771
講習料振込期限	開催日の3日前までになります。

※振込手数料はご負担願います。

※受講キャンセルのお申し出は開催日3日前までにご連絡をお願いいたします。それ以降のお申し出の場合、既に納入された講習料の返金は出来ません。予めご了承ください。

※領収書の発行はお受けできません。予めご了承ください。

## 7. 申込締切

開催日の1週間前（令和5年9月26日）までにお申込みください。それ以降のお申込みは受理出来ませんのでご注意ください。また、定員になり次第締切となります。予めご了承ください。

※申込書の受理と講習料のお振込み確認後受付完了となります。

## 8. 申込方法

申込は別紙申込書に必要事項を記入し、FAX・郵送・持参にてお申込み下さい。

## 9. その他

- (1) 先着70名の定員となります。定員に達しましたら締め切りとさせていただきます。
- (2) 講習日程は天変地異等で中止または変更となる場合があります。中止となった場合、受講料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。

令和4年4月1日（金）

お申込みを検討される皆様へ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

山梨県支部

## 外国人受講者希望者による受講申込の注意事項について

この度は当支部が実施する各技能講習及び各安全教育へのお申込みをご検討いただき、誠にありがとうございます。

外国人受講者希望者への受講判断基準を以下のとおりといたします。

お申込みの際に必ずご確認いただいてから、お申込みをお願いいたします。

### 受講判断基準

- 日本語の理解力を判断するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部（以下支部という。）で指定した日時に面接が可能な者
- 別紙1に基づき、受講の可不可を判断し、支部が受講可能と判断した者

## 日本語理解力判断表

年 月 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部面接担当者

- 受講者氏名（受講者本人が記入すること。）

--

- 受講者の日本語の理解力について、以下の表に基づき判断を決定する。

●	日本語による会話が可能で、技能講習で使用されるテキスト及び日本語による講義内容、専門用語が日本語のままで分かる。
●	日本語による会話が可能で、技能講習で使用されるテキスト及び日本語による講義内容、専門用語について、通訳者を介して母国語等で説明を受ければ分かる。

- 受講者の日本語能力の参考となる資格などを記入（日本語能力試験認定者など）

--

- 受講者の日本語の能力を踏まえた措置

--

承認印

事務局長	指導係長	業務係長